

第2章 定数・任用

○職員定数条例

制 定	昭和60年11月30日	条例第3号
改 正	平成19年3月12日	条例第1号
	平成24年3月1日	条例第1号
	平成25年2月21日	条例第1号
	平成25年3月28日	条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、組合の事務部局並びに議及び監査委員の各機関に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く）をいう。

(定数)

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合長の事務部局の職員 11人
- (2) 議会の書記長、書記その他の職員 1人
- (3) 監査委員の書記長、書記その他の職員 4人

2 前項第2号及び第3号の職員は、組合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

(定数外の職員)

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項及び滝川市の条例の準用に関する条例（平成14年石狩川流域下水道組合条例第1号）第2条第1号において準用する職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）第2条の規定による休職者
- (2) 兼務者

2 前項第1号に掲げる職員が職務に服することにより前条の定数を超えるときは、その定数に欠員が生じるまでその職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和60年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月21日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。